

秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針

(平成7年3月30日監－1726)

第1条関係

本要綱の規定は、請負対応額（一連の調達契約の場合にあっては、請負対応額の合計額）が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める額以上となる競争入札について適用する。

第3条関係

- 1 入札に参加する者に必要な資格は第9条により公告するものとする。また、第2項第2号の施工実績は原則として工事实績情報サービス（CORINS）に登録されているものとする。
- 2 共同企業体への発注の場合は、その結成方法を第9条により公告するものとする。

第5条関係

- 1 第1項に規定する申請書（様式第1号）、資格確認資料（様式第2号、第3号及び第3号の1）について次の事項を第9条により公告するものとする。
 - (1) 提出期限
 - (2) 提出場所
 - (3) 申請方法
- 2 第2項に規定する共同企業体申請書及び協定書の様式は秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に規定する申請書及び協定書とする。
- 3 共同企業体の資格認定は入札参加資格の確認により認定されたものとする。

第6条関係

- 1 工事毎の入札参加資格要件は部局審査会の審査を経て、審査委員会において審議するものとする。
- 2 入札参加資格の確認は部局審査会の審査を経たうえで、審査委員会において審議するものとする。

第7条関係

- 1 第1項の入札参加資格の確認結果通知は、別紙様式第4号及び第5号により行うものとする。
- 2 第1項に規定する確認結果の通知期限及び入札参加資格なしとされた場合の理由請求

期限は第10条に規定する入札説明書に記載するものとする。

- 3 第2項に規定する理由請求の受付場所は当該工事を主管する課とし、請求者は任意の書式で請求書を作成のうえ持参するものとする。
- 4 第3項に規定する理由説明に対する回答は、部局審査会の審査を経たうえで、当該工事を主管する課が別紙様式第9号により行うものとする。

第8条関係

第2項に規定する入札参加資格の取消通知は、別紙様式第6号により行うものとする。

第9条関係

- 1 入札公告は別に定める公告文例を参考とし、次の事項を公告するものとする。
 - (1) 入札に付する事項
 - (2) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）
 - (3) 入札に参加する者に必要な資格
 - (4) 担当部局
 - (5) 入札説明書の交付期間、場所
 - (6) 申請書及び資料の提出期間、場所、方法
 - (7) 入札及び開札の日時及び場所
 - (8) 手続において使用する言語及び通貨
 - (9) 入札保証金及び契約保証金
 - (10) 入札の無効その他入札に関すること
 - (11) 落札者の決定方法
 - (12) 一連の調達契約の有無
 - (13) その他必要な事項
- 2 新聞への掲載を行う場合の掲載紙は、日刊秋田建設工業新聞とし、新聞社への情報提供は、当該工事を主管する課で行うものとする。

第10条関係

- 1 第1項に規定する入札説明書は別に定める入札説明書記載例を参考として作成するものとする。
- 2 第2項及び第3項に規定する設計図書等の閲覧、貸出及び複写を行う場所、期間及び

時間は入札説明書に記載するものとする。

- 3 閲覧者等は、閲覧（貸出）申請書（様式第7号）に住所・氏名等を記入のうえ、閲覧等をするものとする。
- 4 第5項に規定する入札説明書及び設計図書等に対する質問書の提出期限は入札説明書に記載するものとし、請求者は任意の書式で質問書を作成のうえ提出するものとする。
- 5 第5項に規定する質問書への回答は、別紙様式第8号により行うものとする。

第12条関係

入札執行に関し、入札書に記載する金額及び契約締結の時期等は入札説明書に記載するものとする。

第15条関係

閲覧は、別紙様式第10号又はこれに準じた様式により公表した日の翌日から起算して5年を経過した日まで行うものとする。

第17条関係

第2項に規定する落札者による通知は、別紙様式第11号又はこれに準じた様式により行うものとする。

（平成8年12月13日監－1406 一部改正）

（平成10年3月30日監－3345 一部改正）

（平成12年4月24日建管－258 一部改正）

（平成12年5月1日建管－333 一部改正）

（平成13年8月20日建管－929 一部改正）

（平成15年3月28日建管－2795 一部改正 （平成15年4月1日から施行））

（平成15年9月19日建管－1567 一部改正 （平成15年9月22日から施行））

（平成16年3月31日建管－3123 一部改正 （平成16年4月1日から施行））

（平成16年4月5日建管－63 一部改正 （平成16年4月5日から施行））

（平成18年3月31日建管－2581 一部改正 （平成18年4月1日から施行））

（平成18年12月11日建管－1702 一部改正 （平成19年1月1日から施行））

（平成19年3月29日建管－2423 一部改正 （平成19年4月1日から施行））

（平成19年9月27日建管－1408 一部改正 （平成19年10月1日から施行））

（平成20年3月31日建管－2599 一部改正 （平成20年4月1日から施行））

(平成 22 年 3 月 31 日建管－2649 一部改正 (平成 22 年 4 月 1 日から施行))

(平成 24 年 3 月 28 日建管－2348 一部改正 (平成 24 年 4 月 1 日から施行))

(平成 26 年 3 月 20 日建政－2055、2056 一部改正 (平成 26 年 4 月 1 日から施行))

(平成 27 年 3 月 25 日建政－2050 一部改正 (平成 27 年 4 月 1 日から施行))

(平成 28 年 3 月 25 日建政－1732 一部改正 (平成 28 年 4 月 1 日から施行))

附 則 (平成 30 年 3 月 26 日建政－1550 一部改正)

- 1 この通知は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に締結する調達契約から適用する。

附 則 (令和元年 9 月 18 日建政－671 一部改正)

- 1 この通知は、令和元年 9 月 18 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の公告文例 5 (1) の及び入札説明書記載例第 10 項の規定は、令和元年 10 月 1 日以降に入札公告等 (指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。以下同じ。) を行う建設工事等から適用し、同日前に入札公告等を行う建設工事等については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日建政－1435 一部改正)

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 23 日建政－2342 一部改正)

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告する建設工事から適用する。

附 則 (令和 6 年 1 月 27 日建政－1609 一部改正)

- 1 この通知は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以降に入札公告する建設工事から適用する。

秋田県一般競争入札公告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告する。

○年○月○日

秋田県知事

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事内容
- (4) 工期 ○○日間（又は ○年○月○日まで）
- (5) 使用する主要な資機材 略

2 予定価格 ○○円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たし、本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。
- (4) 建設業法施行規則第21条の3により算出される○○工事の総合評定値が○点以上であること。
- (5) ○年○月○日以降に、本工事と同種の工事の元請けとしての施工実績があること。
(工事毎に具体的に明示すること。)
共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。
- (6) 1級○○施工管理技士の資格及び監理技術者資格者証（○○工事）を有し、監理技術者講習を修了している者を、本工事に専任で配置できること。
(工事毎に、具体的に資格、工事経歴を明示する場合も有り。)

4 入札手続等

(1) 担当部局

ア 一般的事項

郵便番号 010-8570 秋田市山王 4-1-1

秋田県〇〇部〇〇課〇〇チーム 電話 018-860-〇〇〇〇

イ 設計図書に関する事項

郵便番号 010-0951 秋田市山王 4-1-2

秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課 電話 018-860-〇〇〇〇

(2) 契約条項を示す場所

(1) ア及びイに掲げる場所

(3) 入札説明書の交付期間及び場所

〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日までに (1) ア及びイに掲げる場所で交付する。

(4) 競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という）の提出期間、場所及び方法

〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日までに (1) アに掲げる場所に持参の上、1 部提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

〇年〇月〇日午前（後）〇時 〇〇地域振興局大会議室

(6) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

〇年〇月〇日午後（後）〇時 (1) イに掲げる場所

5 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 見積内訳明細書の提出

入札者は、第 1 回の入札に際し、見積内訳明細書を提出すること。

なお、見積内訳明細書の取扱いについては、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」
(平成 27 年 3 月 2 日建政-1900) によるものとする。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「規則」という。）第 166 条各号
に掲げる入札又は申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

規則第 160 条及び第 161 条に規定するところによる。ただし、規則第 162 条各号の
いずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

規則第 177 条及び第 179 条に規定するところによる。ただし、規則第 178 条第 1 号
又は第 2 号に該当する場合は免除する。

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

4 (1) ア及びイに掲げる部局

(11) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをも

って締結する。

(12) その他詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract; Construction work
of the _____ Tunnel

(2) Time-limit for the Submission of application forms
and relevant documents for the qualification: 5:00 P. M
. 1 september 1996

(3) The date and time for the submission of tenders: 10:0
0 A. M. 30 september 1996 (tenders submitted by mail 4:0
0 P. M. 28 september 1996)

(4) Contact point for

1) tender documentation concerning general affairs: ○
○○○, Division, Department of ○○○○, Akita Prefectural
Government, 4-1-1, Sannou Akita City, Akita Prefec-
ture 010-8570, TEL ○○○-○○○-○○○○

2) tender documentation concerning blueprints: ○○○○
Division, Department of ○○○○, Akita Prefectural Gov-
ernment, 4-1-2, Sannou Akita City, Akita Prefecture
010-0951, TEL ○○○-○○○-○○○○

入 札 説 明 書

この入札説明書は、○年○月○日付け ○年秋田県告示第○号により公告した特定調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

1 担当部局

(1) 一般的事項

郵便番号010-8570 秋田市山王4-1-1

秋田県○○部○○課○○チーム 電話018-860-○○○○

(2) 設計図書に関する事項

郵便番号010-0951 秋田市山王4-1-2

秋田県○○地域振興局総務企画部総務経理課 電話018-860-○○○○

2 入札に付する事項

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 工事内容

(4) 工期 ○○日間（又は ○年○月○日まで）

(5) 使用する主要な資機材 略

3 予定価格 ○○円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たし、本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(3) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。

(4) 建設業法施行規則第21条の3により算出される○○工事の総合評価値が○点以上であること。

(5) ○年○月○日以降に、本工事と同種の工事の元請けとしての施工実績があること。（工事毎に具体的に明示すること。）

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

- (6) 1級〇〇施工管理技士の資格及び監理技術者資格者証（〇〇工事）を有し、監理技術者講習を修了している者を、本工事に専任で配置できること。

（工事毎に、具体的に資格、工事経歴を明示する場合も有り。）

5 入札及び開札の日時及び場所

〇年〇月〇日午前（後）〇時〇分〇〇地域振興局〇階大会議室

（ただし、郵便による入札については、〇年〇月〇日午前（後）〇時〇分までに1

(2) に掲げる場所に提出すること。）

6 入札参加申請及び資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、4に規定する入札参加資格の全てを満たしていることの確認を受けなければならない。

(2) 申請書、資格確認資料の提出期間等

- 1) 期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- 2) 時間 午前9時から午後5時まで
- 3) 場所 1(1)の場所
- 4) 提出部数 1部
- 5) 用紙の配付 1(1)及び(2)の場所において、入札公告の日から配付する。

- (3) 期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (4) 入札参加資格の確認結果については、〇年〇月〇日までに郵便をもって通知する。

- (5) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、〇年〇月〇日までに、秋田県〇〇部〇〇課〇〇チーム〇〇主幹に書面で持参しなければならない。質問書の様式は申請者が任意に作成する。

理由は、〇年〇月〇日までに書面で回答する。

- (6) 確認資料の説明会及び現場説明会は、実施しない。

- (7) 確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

- (8) 提出された確認資料は、返却しない。

なお、確認資料を公表し、また無断で使用することはしない。

また、確認資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

7 設計図書等を示す場所及び期間

本工事に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧、貸出し及び複写は次のとおり行う。

- (1) 閲覧（貸出）場所 秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課

秋田市山王4-1-2 電話018-860-〇〇〇〇

- (2) 閲覧（貸出）期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

- (3) 閲覧（貸出）時間 午前9時から午後5時まで

貸出の返却は貸出日の翌日までとする。

- (4) 複写場所 (株)〇〇〇

秋田市山王〇-〇-〇 電話018-8〇〇-〇〇〇〇

8 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問は、〇年〇月〇日まで、秋田県〇〇地域振興局長に書面で行わなければならない。質問書の書式は申請者が任意に作成する。

回答は、〇年〇月〇日までに書面で、7に定める閲覧により行う。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）

第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、規則第162条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (2) 契約保証金 納付する。ただし、利付国債、秋田県債、郵便貯金銀行が発行する振替払出証書若しくは郵便貯金銀行が発行する為替証書の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の

納付を免除する。

10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札執行回数は、1回とする。（※予定価格を入札公告時に公表しない場合にあつては2回までとする。）

(2) 見積内訳明細書の提出

入札者は、第1回の入札に際し、見積内訳明細書を提出すること。

なお、見積内訳明細書の取扱いについては、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900）によるものとする。

(3) 当該工事の競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。

12 落札者の決定方法

規則第159条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人であっても、原則として入札を執行するものとする。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 4に定める入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札

- (4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (5) 入札の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (8) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (9) (1)～(8)に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

14 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続等に不服がある者は、秋田県政府調達苦情検討委員会（連絡先：秋田県総務部広報広聴課 電話 0 1 8 - 8 6 0 - 〇〇〇 〇）に対して苦情申し立てを行うことができる。

15 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
1 に掲げる部局
- (6) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (7) 落札者となった者は建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、秋田県知事に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
- (8) 工期は、事情により変更することがある。
- (9) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守すること。

- (10) 入札者は、資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

落札者の公示

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）第12条の規定により、公示する。

○年○月○日

秋田県知事

- 1 落札に係る工事の名称及び数量 ○○○○工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局などの名称及び所在地
秋田県○○部○○課 秋田県秋田市山王4-1-1
- 3 落札者を決定した日 ○年○月○日
- 4 落札者の名称及び所在地 ○○建設株式会社 ○○県○○市○○町○番○号
- 5 落札金額 ○, ○○○, ○○○, ○○○円
- 6 契約の相手方を決定した方法 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 ○年○月○日

（注）随意契約の場合は、1～6に所要の変更を加えて記載するとともに、7は随意契約とした理由を記載する。

(様式第 1 号)

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

秋田県知事

申請者住所

商号（名称）

代表者氏名

秋田県が行う 工事の請負契約に係る一般競争入札への参加資格について確認されたく次の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(競争入札参加資格確認資料)

1	建設業許可通知書の写し
2	直近の総合評定値通知書の写し
3	同種工事の施工実績を記載した書面 (様式第 2 号)
4	配置予定技術者の資格・工事経歴を記載した書面 (様式第 3 号)

(様式第2号)

同種工事の施工実績

会 社 名 _____

工 事 名	発注者名	施 工 場 所 (都道府県名)	契 約 金 額 (百万円)	施工年度及び 工期 (月数)	受注形態	工 事 の 概 要 (同種工事の概要を具体的に記載する)	コリンズ 登 録 の 有 無
					単体 J V		
					単体 J V		
					単体 J V		

[同種工事の施工実績上の注意]

1. 対象工事における工事概要と同種工事の実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。
2. 同種工事とは _____ をいう。
3. 過去 年間の主要な該当工事について、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
4. 同種工事の実績について、契約書の写しを添付すること。ただし、CORINSに登録し、その内容が確認できる場合は不要。
(JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合のみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。)

(様式第3号)

配置予定技術者の資格・工事経歴

会 社 名 _____

氏 名	区 分	所持している ・法令による資格の 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の 交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月 日	従 事 し た 工 事 の 内 容 等							
			工 事 名	発注者名	施工場所 (都道府県名)	契約金額 (百万円)	施工年度及び 工期 (月数)	従事 役職	専任 又は 兼任	工 事 概 要
	監 理 技術者							主 任 技術者 監 理 技術者		
	監 理 技術者							主 任 技術者 監 理 技術者		
	監 理 技術者							主 任 技術者 監 理 技術者		

[配置予定技術者の資格・工事経歴上の注意]

1. 工事経歴については、入札公告において示した要件と同種の工事を優先して記載すること。
2. 過去 年間の主要な工事経歴について、秋田県発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
3. 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写しを添付すること。
なお、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
4. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料を添付すること。
5. 技術者の候補が複数いる場合は、全員の記載ができるものであること。

(様式第3号の1)

配 置 予 定 技 術 者 の 現 況

会社名 _____

氏名	現在従事している 建設工事の有無	有の場合					
		工事名	発注者名	場所 (市町村名)	請負金額 (百万円)	工期 (~)	本工事(※)に従事できると 判断する理由
	有 無						
	有 無						
	有 無						

1 発注者名については、具体的に記載すること。

2 工期については、年月日を記載すること。

※ 本工事とは、今回入札参加申込みする工事のことである。

(参考) 営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

1 営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下「営業所技術者等」という。）として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。

2 担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること（「土」、「建」、「電」、「管」等）。

3 申込みする工事の内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る営業所技術者等について記載すること。

(様式第 4 号)

年 月 日

様

秋田県知事

競争入札参加資格確認結果について（通知）

先に申請のあった下記の工事に係る一般競争入札への参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

1. 工事名（工事番号）

2. 競争入札参加資格 有

(様式第 5 号)

年 月 日

様

秋田県知事

競争入札参加資格確認結果について（通知）

先に申請のあった下記の工事に係る一般競争入札への参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

1. 工事名（工事番号）
2. 競争入札参加資格 無
3. 資格無しとした理由

参加資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は秋田県〇〇部〇〇課〇〇チーム〇〇主幹へ 〇年〇月〇日まで、その旨を記載した書面を持参して下さい。

(様式第 6 号)

年 月 日

様

秋田県知事

入札参加資格取消について（通知）

年 月 日付けで通知した 工事に係る一般競争入札
への参加資格について次の理由により取消します。

理由

(様式第 7 号)

設計図書等閲覧（貸出）申請書

下記の工事の設計図書等の閲覧（貸出）を申請します。

閲覧年月日 年 月 日

閲覧者 氏 名 _____

勤務先 _____

住 所 _____

T E L _____

工 事 名

(工事番号) _____

(該当する項目に○してください)

- | | |
|----------|-------------------|
| 閲覧（貸出）書類 | 1. 仕様書 |
| | 2. 図面 |
| | 3. 契約書案 |
| | 4. 入札心得 |
| | 5. 金額を記載しない内訳書 |
| | 6. 入札参加にあたっての留意事項 |
| | 7. 質問回答書 |
| | 8. 参考図書 |

(様式第 8 号)

年 月 日

〇〇〇〇地域振興局長

設計図書等に対する質問書への回答について

一般競争入札に付した下記工事に係る質問について回答を閲覧します。

記

工 事 名 (工 事 番 号)	
質 問 要 旨	
回 答	

(様式第 9 号)

年 月 日

様

秋田県〇〇部〇〇課長

一般競争入札の参加資格確認結果に係る質問について（回答）

照会がありました入札参加資格確認結果について、下記のとおり回答します。

記

工 事 名 (工 事 番 号)	
回 答 (参 加 資 格 無 し とした理由)	

(様式第10号)

[illegible]

(様式第11号)

年 月 日

秋田県知事

住所
商号又は名称
代表者氏名

通 知 書

次のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

工事名：

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象*：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の攻めに帰することができないものを記載

- ☐ 特定の建設工種の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象*：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の攻めに帰することができないものを記載

その他連絡事項（空欄可）

- (注) 1 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対し申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。